

1. 熱中症特別警戒情報等の概要

	熱中症特別警戒情報 (熱中症特別警戒アラート R6新設)	熱中症警戒情報 (熱中症警戒アラート R6以降も継続)
発表主体	環境省単独	環境省及び気象庁
発表基準	都道府県内の 全ての 情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が 35以上	都道府県内の いずれかの 情報提供地点における翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が 33以上
発表時期	・前日10時(予告) ・前日14時(正式発表)	・前日17時及び当日5時
伝達方法	メイン ・環境省HP、報道発表 ・都道府県宛メール	メイン ・環境省HP、報道発表
	サブ ・関係省庁からのルート (気象庁気象情報システム含む)	サブ ・気象庁気象情報システム
運用期間	令和6年4月24日(水)から令和6年10月23日(水)予定	

● 参照条文 (気候変動適応法)

(熱中症特別警戒情報)

第十九条 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報(以下この節において「熱中症特別警戒情報」という。)を発表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長(特別区の区長を含む。)にその旨を通知しなければならない。

3 市町村長(特別区の区長を含む。以下この節において同じ。)は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

1 指定暑熱避難施設の概要

施設要件	・ 適当な冷房設備を有すること
規模要件	・ 住民等を滞在させるために必要かつ適切な規模であること
区市町村・施設管理者の義務	・ 区市町村長は、施設名称、所在地、開放可能日等、受入可能人数を公表しなければならない。 ・ 施設管理者は、特別警戒情報が発表されたときは、公表する開放可能日等に開放しなければならない。
協定締結	・ 区市町村は、区市町村以外の者が管理する施設を指定する時は、当該管理者との間において、協定を締結するものとする。 ・ 協定では、施設名称、所在地、開放可能日等及び受入可能人数などを定める。

● 参照条文（気候変動適応法）

（指定暑熱避難施設）

第二十一条 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって次に掲げる基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。

一 当該施設が、適当な冷房設備を有すること。

二 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができることその他当該施設の管理方法が環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、前項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

（次スライドへ続く）

文京区における「ぶんきょう涼み処」と「クーリングシェルター」の取り扱いについて

	ぶんきょう涼み処	指定暑熱避難施設 (クーリングシェルター)
目的	外出時の熱中症予防 (外出途中に立ち寄って暑さを避け、休息を図る)	熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)発表時 の 熱中症による健康被害防止 (諸事情でエアコンを使用できない方に空間を確保)
根拠法	なし	改正気候変動適応法
開設・開放期間	令和6年7月1日～令和6年9月30日	令和6年10月23日までの期間内の 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)の発表時
開設・開放日	施設の開館日・開館時間のおり	施設の開館日・開館時間のおり
R6年度予定施設	区有施設 39か所 区内調剤薬局 16か所	区有施設 39か所 都立施設 2か所
施設の要件	暑さが避けられること	適当な冷房設備を有すること
施設の対応	涼み処ポスターの掲示	とくになし (希望があれば、環境省作成の指定暑熱避難施設ポスターを印刷しお渡しします)
周知	区ホームページ(涼み処の頁)・区報(6/25号) 区公式SNS・涼み処マップ配架	区ホームページ(熱中症特別警戒アラートの頁) 区報(6/25号)・東京都環境局ホームページ

【熱中症特別警戒アラート発表時のイメージ】

熱中症特別警戒情報発表 → 防災課から管理職に連絡 → 所管課で各施設へ周知

涼み処



クーリングシェルターに転換